



# 長野県報

7月14日(月)  
令和7年  
(2025年)  
第625号

## 目次

### 条 例

|                                                                        |   |
|------------------------------------------------------------------------|---|
| 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(市町村課) .....                                  | 3 |
| 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課) .....     | 3 |
| 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....                | 4 |
| 長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) .....                                           | 5 |
| 長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(こども・家庭課、障がい者支援課) .....                           | 6 |
| 長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例(医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課、農業技術課、信州の木活用課) ..... | 6 |
| 長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例(障がい者支援課) .....                                     | 7 |
| 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(経営推進課) .....              | 7 |

### 規 則

|                                                      |   |
|------------------------------------------------------|---|
| 企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) ..... | 8 |
|------------------------------------------------------|---|

### 告 示

|                                                                                    |    |
|------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 令和7年3月31日専決処分した令和6年度補正予算の要領(財政課) .....                                             | 9  |
| 令和7年4月1日専決処分した令和7年度補正予算の要領(財政課) .....                                              | 9  |
| 令和7年7月4日成立した令和7年度補正予算の要領(財政課) .....                                                | 10 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(疾病・感染症対策課) .....                     | 10 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(疾病・感染症対策課) .....                   | 11 |
| 公共測量の実施(建設政策課) .....                                                               | 11 |
| 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課) .....                                               | 11 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課) .....                                                  | 11 |
| 平成16年長野県告示第304号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限)の一部改正(建築住宅課) .....                 | 12 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) .....                                                    | 12 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....                                                      | 12 |
| 暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく指定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出(組織犯罪対策課) .....                          | 13 |
| 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) ..... | 13 |

### 公 告

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課) .....    | 14 |
| 県営土地改良事業変更計画の概要等(農地整備課) .....      | 15 |
| 開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) ..... | 15 |
| 建築基準法に基づく道路の位置の指定(6件)(建築住宅課) ..... | 16 |
| 建築基準法に基づき指定した道路の廃止(建築住宅課) .....    | 18 |
| 随意契約の相手方の決定(高校教育課) .....           | 18 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課) .....       | 18 |

|               |    |
|---------------|----|
| 正誤(財政課) ..... | 20 |
|---------------|----|

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬日額の改定を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和7年6月4日以後その期日を公示され又は告示された選挙から適用します。

## ◇ 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 国政選挙における選挙運動用のビラ及びポスターの作成の公費負担に係る限度額の改定に準じて、長野県議会議員及び長野県知事の選挙における公費負担に係る限度額を改定したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和8年1月1日）から施行します。

## ◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業について、現行の1日2時間までの形態に加え、1年につき10日相当までの形態（1日当たりの上限なし）を設け、職員がいずれかの形態を選択できることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行します。

## ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人県民税について、親等が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（給与収入123万円超188万円以下）を有する場合には、特定親族特別控除として、親等の総所得金額から最大45万円を控除することとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年1月1日から施行します。

## ◇ 長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用している次の条例について所要の改正を行いました。
  - (1) 長野県手数料徴収条例
  - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
  - (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
  - (4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行します。

## ◇ 長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している次の条例について所要の改正を行いました。
  - (1) 長野県須坂看護専門学校条例
  - (2) 長野県公衆衛生専門学校条例
  - (3) 長野県農業大学校条例
  - (4) 長野県林業大学校条例
  - (5) 長野県福祉大学校条例
  - (6) 長野県看護大学条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

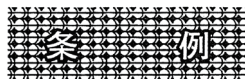
## ◇ 長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法を引用している次の条例について所要の改正を行いました。

- (1) 長野県西駒郷条例
  - (2) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
  - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
  - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
  - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- 2 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 美和発電所及び春近発電所の発電用設備の改修完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 7 年 7 月 14 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 41 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 3 中

|          |
|----------|
| 10,800 円 |
| 8,900 円  |

を

|          |
|----------|
| 12,200 円 |
| 10,100 円 |

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和 7 年 6 月 4 日以後その期日を公示され又は告示された選挙から適用する。

市 町 村 課

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 7 年 7 月 14 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 42 号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成 6 年長野県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 143 条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（長野県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号」を「第 143 条第 1 項第 5 号」に改め、「これらを」を削る。

第 10 条の表中

|          |
|----------|
| 7 円 73 銭 |
|----------|

を

|          |
|----------|
| 8 円 38 銭 |
|----------|

に、「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に、「38 万 6,500 円」を「41 万 9,000 円」に改める。

第 14 条の表中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「58 万 6,905 円」を「60 万 9,690 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（次項において「新条例」という。）第10条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第1条の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市町村課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。  
令和7年7月14日

長野県知事 阿部守一

### 長野県条例第43号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第4項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第16条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第25条第1項に規定する措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(次条第1項において「短時間勤務職員」という。)」を削る。

第20条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（次項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この項において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第24条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条を第25条とする。

第21条中「第10条の規定は、法第19条第3項」を「法第19条第6項」に、「について準用」を「は、職員が法第19条第3項の規定による変更をしたとき」に改め、同条を第24条とし、第20条の次に次の3条を加える。

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第22条 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第19条中「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第44号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第20条中「及び」を「、特定親族特別控除額及び」に改める。

附則第11条の2第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に改め、同項の表中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項に」を「第11条の6第4項に」に改め、同項の表中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

附則第12条の3第1項中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第17条を次のように改める。

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第17条 令和8年4月1日以後に第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第41条の2の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第41条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第4項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

(1) 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第4条の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第41条の2の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条に規定するものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第12条の3第1項及び第17条の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条第4項の改正規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第1条第1項第7号に掲げる規定の施行の日
- (県民税に関する規定の適用)
- 2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- (県たばこ税に関する規定の適用)
- 3 次項に定めるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第17条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第41条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第4項及び新条例附則第17条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 長野県県税条例第41条の3第4項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第17条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第17条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

税 務 課

長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第45号

長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）別表の第4の4

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）第41条第1項

(3) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第10条

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

こども・家庭課  
障がい者支援課

長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第46号

長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改める。

(1) 長野県須坂看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）第10条第1項

(2) 長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）第8条第1項

- (3) 長野県農業大学校条例（昭和50年長野県条例第42号）第 8 条第 1 項  
(4) 長野県林業大学校条例（昭和53年長野県条例第27号）第 7 条第 1 項  
(5) 長野県福祉大学校条例（平成 6 年長野県条例第28号）第 8 条第 1 項  
(6) 長野県看護大学条例（平成 6 年長野県条例第40号）第 8 条第 1 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医師・看護人材確保対策課  
地域福祉課  
健康増進課  
農業技術課  
信州の木活用課

長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 7 年 7 月 14 日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第47号

長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例

（長野県西駒郷条例の一部改正）

第 1 条 長野県西駒郷条例（昭和43年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「から第14項まで及び第19項から第23項」を「、第14項、第15項及び第20項から第24項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第16項」を「第 5 条第17項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 5 条第19項」を「第 5 条第20項」に改める。

（長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第 2 条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 1 号中「第13項、第19項、第22項及び第23項」を「第14項、第20項、第23項及び第24項」に改め、同条第 2 号中「第 5 条第24項」を「第 5 条第25項」に改める。

第10条第 1 項中「第 5 条第19項」を「第 5 条第20項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 5 条第18項」を「第 5 条第19項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 4 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第27項」を「第 5 条第28項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 5 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第28項」を「第 5 条第29項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

障がい者支援課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 7 年 7 月 14 日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第48号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

|       |   |        |   |   |        |       |
|-------|---|--------|---|---|--------|-------|
| 別表第2中 | 「 | 12,200 | を | 「 | 13,000 | に改める。 |
|       |   | 23,600 |   |   | 25,600 |       |
|       | 」 |        |   | 」 |        |       |

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

規 則

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。  
令和7年7月14日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程  
企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程（平成4年長野県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「一部」を「全部又は一部」に改める。  
附 則  
この管理規程は、令和7年10月1日から施行する。

経営推進課